



Ver1.34.0 変更内容

内容

主な変更点	1
1歳児配置改善加算、保育補助者雇用経費の過誤請求について	3

主な変更点

変更点は以下の通りです。

画面名	区分	対象施設	変更内容
単価マスタ	追加	保育所、認定こども園(幼保連のみ)	保育補助者雇用経費の制度変更
単価マスタ	追加	保育所、認定こども園、小規模保育事業A・B型	1歳児配置改善加算の新設
単価マスタ	変更	認定こども園(保育認定のみ)	チーム保育加配加算の適用変更
単価マスタ	追加	保育所、幼稚園、認定こども園	公定価格における定員区分の細分化(「定員を恒常的に超過する場合」の減算のみ)

保育補助者雇用経費の制度変更

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

○ 保育補助者雇用経費の制度変更について

対象施設: 保育所、認定こども園(幼保連のみ) 令和7年度の公定価格制度改正に伴い、「保育補助者雇用経費の制度変更」に対応しました。過誤請求が必要になりますので、単価マスタ登録方法、過誤方法をご確認ください。



注意点 保育補助者雇用経費の制度変更について

バージョンアップ後、令和6年度と令和7年度で保育補助者雇用経費が追加されています。

▼令和6年度用の保育補助者雇用経費

令和7年4月以降の登録されているすべての履歴を「有」から「無」に必ず変更してください。

▼令和7年度用の保育補助者雇用経費

令和7年4月以降の登録されているすべての履歴を、横浜市から詳細な通知があるまでは「3年以上7年未満」に必ず変更してください。

人数に関しては、Kintoneにて申請している人数を登録してください。

※「この変更に伴って令和6年4月～令和7年3月の過誤請求が必要はありません」

※過誤方法に関しては、P.3に記載している過誤請求方法をご確認ください。

○ 単価マスタ

▼令和6年度用の保育補助者雇用経費

基本部分	加算部分①	加算部分②	独自助成	延長	その他
職員配置基準加算(1号)			有		
職員配置基準加算(2・3号)			有		
食育推進助成(自園調理1号)			有		
食育推進助成(自園調理2・3号)			有		
自園調理日数			0	日	
保育補助者雇用経費[R6まで]			1	人	
食育推進助成(栄養士格付け)			無		
医療的ケア対応看護師雇用費(1号)			無		

▼令和7年度用の保育補助者雇用経費

基本部分	加算部分①	加算部分②	独自助成	延長	その他
職員配置基準加算(1号)			有		
職員配置基準加算(2・3号)			有		
食育推進助成(自園調理1号)			有		
食育推進助成(自園調理2・3号)			有		
保育補助者雇用経費[R7以降]			2	人	
保育士育成促進費			無		
保育者業務支援事業費助成(1号)			無		
保育者業務支援事業費助成(2・3号)			無		
物品高騰加算 光熱費等[R5以降]			無		
物品高騰加算 給食材料費[R5以降]			無		
医療的ケア対応加算[R5以降]			無		
物品高騰加算 休日保育[R5以降]			無		
スポット支援員配置助成(1号)[R5以降]			無		
スポット支援員配置助成(2・3号)[R5以降]			無		
処遇改善等加算の向上支援費部分を取らない場合の減算			無		
おむつ持参負担軽減助成			有		
おむつ以外の物品持参負担軽減助成			有		

○ 1歳児配置改善加算の新設について

対象施設：保育所、認定こども園、小規模保育事業A・B型

令和7年度の公定価格制度改正に伴い、「1歳児配置改善加算」を新設しました。

過誤請求が必要になりますので、単価マスタ登録方法、過誤方法をご確認ください。

○ 単価マスタ

基本部分	加算部分①	加算部分②	独自助成	延長	その他
平均勤続年数	10				年
処遇改善加算率（基礎分）	11				%
処遇改善加算率（賃金改善要件分）	有				
処遇改善加算率（賃金改善要件分）	7%				
処遇改善加算	有				
主任教諭等の取り組み調整（2・3号）	無				
学級編制調整加配加算	無				
講師配置加算	無				
[3月減算]国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	無				
本園利用延べ数 4歳以上児（1号）	0				人
本園利用延べ数 4歳以上児（2号）	0				人
本園利用延べ数 3歳児（1号）	0				人
本園利用延べ数 3歳児（2号）	0				人
本園利用延べ数 満3歳児	0				人
本園利用延べ数 1・2歳児	0				人
本園利用延べ数 乳児	0				人
分園利用延べ数 4歳以上児（2号）	0				人
分園利用延べ数 3歳児（2号）	0				人
分園利用延べ数 1・2歳児	0				人
分園利用延べ数 乳児	0				人
1歳児配置改善加算	有				
4歳以上児配置改善加算	有				

○ チーム保育加配加算の適用変更

対象施設：認定こども園（保育認定のみ）

横浜市がこども家庭庁の見解を踏まえ、加算適用要件を改修しています。

改修前：クラス年齢が2歳（満3歳児）であっても、誕生日を迎えて3歳（2号認定）になった場合に加算。

改修後：クラス年齢が3歳以上の児童のみに加算

※既に請求済の令和7年4月以降分で、満3歳児を2号認定にしてチーム保育加配加算が適用されていた場合

過誤再請求が必要になります。



注意点 チーム保育加配加算の適用変更について

今回のチーム保育加配加算の適用変更では満3歳児を3号から2号に変更していた園児が対象です。

1号の満3歳児はチーム保育加算の対象ですので、過誤申請の必要はありません。

弊社の給付費システムでは誕生日を迎えて3歳になった場合、次年度の4月を迎えてクラス年齢が上がらないかぎり3号認定のままで問題ありません。

1歳児配置改善加算、保育補助者雇用経費の過誤請求について

単価マスタの修正

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

○1歳児配置改善加算：保育所、認定こども園、小規模保育事業A・B型

1. [適用年月]に和暦の場合 [07-04] 西暦の場合「2025-04」と入力し、**Enter** キーを押下します。
2. [加算部分①]をクリックし、項目下部にある[1歳児配置改善加算]欄のプルダウンより「有」「無」を申請とおりに選択します。
3. **登録[F1]** をクリックします。
4. 続けて5月以降を作成する場合は手順1へ戻ります。

○保育補助者雇用経費：保育所、認定こども園（幼保連のみ）

1. [適用年月]に和暦の場合 [07-04] 西暦の場合「2025-04」と入力し、**Enter** キーを押下します。
2. [独自助成]をクリックし、項目上部にある[保育補助者雇用経費【R6 まで】]欄の「有」から「無」へ変更します。
3. [独自助成]の項目下部にある[保育補助者雇用経費【R7 以降】]欄の「無」から「3年以上7年未満」へ変更します。
人数に関しては、Kintoneにて申請している人数を登録してください。
4. **登録[F1]** をクリックします。
5. 続けて5月以降を作成する場合は手順1へ戻ります。

過誤データ作成

メインメニュー ⇒ エラー・過誤選択

令和7年4月～9月分の過誤対象月のデータを作成します。

○過誤データ作成

1. [処理年月]に和暦の場合[07-04] 西暦の場合「2025-04」と入力し、**Enter** キーを押下します。
2. **再請求** をクリックし、**作成[F1]** をクリックします。



補足

過誤申し立てを作成済みの場合は **再請求** はクリックせず、**作成[F1]** をクリックしてください。

3. 「作成します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します。

※1歳児配置改善加算を申請している場合

4. **一括処理** をクリック、[年齢区分] **1歳** を選択、[訂正区分] **過誤請求** を選択し **全選択** をクリック、最後に **登録[F1]** をクリックします。
5. 左の一覧より1歳児の園児1名をクリックし、加算項目の金額が追加されたことをご確認ください。
6. 確認後、**終了[F3]** をクリックします。
7. 続けて5月分以降を作成する場合は手順1へ戻ります。

請求コード	請求内容	金額
B001023	基本分単価 3 5	132,880
B003023	処遇改善等加算 1 - 3 5	20,400
B036001	療育支援加算 1	3,800
B039005	冷暖房費加算 5	120
B053001	処遇改善等加算 (2)	3,540
B062001	処遇改善等加算 3 (R 5から)	17,700
B064010	1歳児配置改善加算 1 6	20,540
Z048005	賃金改善 6 % ※参考表示	0

※保育補助者雇用経費を申請している場合

1. [適用年月]に和暦の場合[07-04] 西暦の場合[2025-04]と入力し、[Enter] キーを押下します。
2. [再請求] をクリックし、[作成[F1]] をクリックします。



補足

過誤申立書を作成済みの場合は [再請求] はクリックせず、[作成[F1]] をクリックしてください。

3. 「作成します。よろしいですか?」のメッセージを [OK] します。
4. [施設明細] をクリックしたのち、右上に[訂正部分] [過誤請求] を選択します。



補足

右上にある[訂正部分] [過誤請求] を選択してクリックをすることで、請求額の再集計を行えます。

5. 「再集計します。よろしいですか?」のメッセージを [OK] します。
6. 施設明細を確認し、保育補助者雇用経費が改定後の項目に修正されたことをご確認ください。
7. 確認後、[登録[F1]] をクリックします。
8. [終了[F3]] をクリックします。
9. 続けて 5 月分以降を作成する場合は手順1へ戻ります。

横浜市政成 その他助成 延長保育事業費				
請求コード	請求内容	単価	数量	金額
C201001	食育推進(1号) 1	21,500	0	0
C202003	食育推進(2・3号) 3	322,500	1	322,500
C231001	職員処遇改善費加算(施設)	50,350	3	151,050
C244013	ローテーション(A) 4. 75人	1,962,700	1	1,962,700
C245001	ローテーション(B) 0. 25人	75,400	1	75,400
C249002	保育補助者雇用経費 2	203,400	2	406,800

補足 保育補助者雇用経費の表示項目について

横浜市から「当面の間は、「3年以上7年未満」を選択してください。」と指定されていますので施設明細には「保育補助者雇用経費2」の請求項目が表示されます。

保育補助者雇用経費【R6 まで】の施設明細の表示項目

対象施設	請求コード	名称
保育所	C206001	保育補助者雇用費助成
認定こども園	H206001	保育補助者雇用費助成

※保育補助者雇用経費【R7 以降】の施設明細の表示項目

対象施設	請求コード	名称
保育所	C249001(3年未満)	保育補助者雇用経費1
	C249002(3年以上7年未満)	保育補助者雇用経費2
	C249003(7年以上)	保育補助者雇用経費3
認定こども園	H249001(3年未満)	保育補助者雇用経費1
	H249002(3年以上7年未満)	保育補助者雇用経費2
	H249003(7年以上)	保育補助者雇用経費3

過誤申立書郵送

メインメニュー ⇒ 印刷処理
提出帳票 ⇒ 3.過誤申立書

過誤申立書を印刷し、郵送します。

1. [請求年月]を選択します。
2. [過誤申立年月日]を入力します。
3. 過誤申立書記載例をもとにシステム内の「過誤理由・内容等印刷」に過誤内容を記載します。
4. **印刷** をクリックします。プレビューが表示されますので、印刷します。

※**印刷時に 1 部施設保管用、1 部提出用で印刷することをお勧めいたします。**

(過誤申立書記載例)

支援教育・保育給付費等過誤申立書	
施設・事業所番号	1 4 1 0 0 5 9 9 9 9 9 9 9
施設・事業所名称	横浜きゅうふ保育園
所在地	横浜市中区尾上町1-8 9階
連絡先	電話番号 045-671-●●● 担当者名 市内施設給付 太郎
過誤理由・内容等	①産休等代替職員雇用費、食育推進助成、アレルギー児童対応費 単価改定に伴う過誤再請求 ②2月エラープロー

①過誤請求する内容を全て記載します。

②処理を希望するフローを記載します。

過誤データ送信

メインメニュー ⇒ 請求データ送信

過誤データを送信します

1. [処理年月]に和暦の場合[07-04]～[07-09] 西暦の場合「2025-04」～「2025-09」と入力し **Enter** キーを押下します。
2. **請求データ選択** に請求データが表示されますので、送信したい月分を選択 ☒ します。
3. **確定** をクリックします。
4. 「送信データを確定します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します
5. **送信確認** の画面が表示されます。請求年月や請求項目を確認します。
6. 確認後、**送信** をクリックします。
7. 「請求データを送信します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します
8. 「終了しました。」のメッセージが表示されれば完了です。

公定価格における定員区分の細分化について

初期設定メニュー
⇒ 単価マスタ

○公定価格における定員区分の細分化について

対象施設：保育所、幼稚園、認定こども

令和7年度の公定価格制度改正に伴い、請求ソフトにおいても 60 人以下の定員区分が細分化されました。